

○つくば市長の給料の特例に関する条例

令和6年10月10日
条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の給料の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市民評価」とは、市長のこの条例の施行の日の属する任期における行政運営に対する評価であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 令和6年11月1日から11日間行うものであること。
- (2) 投票(次号に規定する投票をいう。同号を除き、以下同じ。)の際、次のいずれにも該当する者が評価を行うものであること。
 - ア 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。以下この号において同じ。)が記録されているものに限る。)の交付を受けている者
 - イ 個人番号カード用署名用電子証明書につくば市内の住所が記録されている者
 - ウ 15歳以上の者
- (3) 0点から100点までの間において、10点を単位として投票するものであること。
- (4) インターネットを通じて、つくばスマートシティアプリ(つくば市が提供するソフトウェアであって、行政情報の提供その他の機能を有するものをいう。)を用いて行うものであること。

(給料の特例)

第3条 つくば市常勤特別職給与条例(昭和63年つくば市条例第3号)第3条の規定にかかわらず、市長の令和6年11月16日(同日前に離職する場合にあっては、その離職の日)における給料月額、同条に規定する額に評価率を乗じて得た額(当該額が1円未満である場合は、1円とする。)とする。

- 2 前項の評価率は、市民評価において投票のあった得点を合計した数を、市民評価において投票を行った者の総数に100を乗じて得た数で除して得た数(当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数)とする。
- 3 第1項の規定は、期末手当の額を算出する場合においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (この条例の失効)
- 2 この条例は、令和6年11月16日(この条例の公布の際現に在職する市長が同日前に離職する場合にあっては、その離職の日)限り、その効力を失う。